

令和6年10月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和6年10月3日
武雄市農業委員会

令和6年10月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日時 令和6年10月3日(木)
(開会) 8時55分 (閉会) 10時00分

2. 場所 武内公民館会議室

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川さゆり	○	
2	松尾 初秋		○	12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	

4. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 8件
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について
議案第4号 農業振興地内、農用地からの除外について
議案第5号 武雄市非農地証明願について 5件

5. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長

令和6年10月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、2番松尾 初秋委員より欠席の届出がありました。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたしております。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしく申し上げます。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)
ただ今から、令和6年10月の武雄市農業委員会総会を開会します。
今回は、議案第1号から第5号までの審議をお願いします。
本日の議事録署名人に、3番 松尾 隆博 委員、12番 原田 宗喜 委員
を指名します。
発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。
それでは、議案審議の前に、事務局から先月分の報告事項をお願いします。

事務局 先月ご審議いただいた3条申請の中で、1件、〇〇町の案件で保留の案件がございます。こちらは、譲受人になられる方が現在所有している〇〇町の農地の管理が不十分であったため、保留としているところです。そこで、〇〇町の農地の草刈りの実施、さらにこれからも定期的に管理する旨の確約書を添付した上で、再度受け付けをするということを、譲受人の方に伝えております。昨日草刈りが済んだという旨の連絡がありましたので、地元委員さんにも確認をしていただき、今後のことを協議していきたいと思っておりますので、今回の議案にはまだ上げておりません。
9月総会審議後の転用許可状況について報告。

会 長 事務局から報告がありましたが、皆様からお尋ね等ございませんか。
〇〇委員、どうですかね、〇〇の案件については。

〇〇番 今、報告がありましたが、29日、先週の日曜日にユンボでガサッと、整地と言いますか、草払いというか、一応草刈りはしてあります。

会 長 皆さん、そのことについてよろしいですね。
それでは、議事に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号 農地法第3条に規定による許可申請を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されています。
この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第1号についてご説明いたします。資料につきましては、議案書の1ページからになります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。
申請番号1番、権利の内容は、所有権移転。土地は、〇〇町の田1筆で111平米。譲渡人は体力的に厳しくなってきたので譲りたい。譲受人は、譲渡人より譲渡の申し出があったので譲り受けることとしたということで、申請がされております。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 2 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆、2,910 平米。譲渡人は高齢のため申請地は小作に出している。相続人もおらず、今後とも耕作しないため譲りたい。譲受人は、隣接地に自身の田があるため譲り受けて効率よく耕作したいということで申請がされています。農地の価格は 10a 当たり〇〇円となっております。

申請番号 3 番、資料は 1 ページから 2 ページにわたります。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 7 筆、畑 9 筆、合計 16 筆 9,279 平米。譲渡人は家と農地をセットで譲りたい。譲受人は、以前から農業をしたいと思っていたところ、空き家バンクで当物件を知り、家と農地を譲り受け、耕作したいということで申請がされています。こちら譲受人の方の住所は現在、〇〇になっておりますが、3 条の許可後に武雄に転入される予定で、ご両親と妹さんの 4 人で耕作をされるということです。前小作人さんから機械を借りて、作り方を教わりながら米や野菜、花や果樹などを耕作予定ということです。農地の価格については、宅地、建物とセットのため、不明です。

申請番号 4 番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の畑 1 筆、276 平米。譲渡人は高齢のため、耕作管理ができない。譲受人は自宅に近く耕作しやすいということで、申請がされています。農地の価格は 1 筆で〇〇円となっております。

申請番号 5 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑 1 筆、458 平米。譲渡人は宅地とその隣の畑をセットで譲りたい。譲受人は宅地と農地を譲り受け、農地は家庭菜園として耕作したい、ということで申請がされています。農地の価格は宅地とセットのため、不明となっております。

以上 5 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。この 5 件について地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

〇〇番 3 番の所有権移転の件ですけれども、〇〇さんが譲渡人で、〇〇さん、〇〇に在住の方ですが、本人に代わって、お父さんとお母さんとお話をしたんですが、農業をするのは初めてということです。面積がこれに載っていますが、田んぼが 5 反と畑が約 3 反。それを一遍に、とてもじゃないですけど、機械も借りて、できればいいんですが、もしできなければ、もしそのままとけば、草も生えるし、周りの管理が、周りの人に迷惑をかけるかなと思うんですけど。〇〇さんから今、小作されている人に、来年 1 年ちょっと様子を見て、どの位の面積で農業をされるか。本人は自然農法をしたいと言われている。周りは消毒とかする。せめて草刈りとか消毒とかしないといけませんよ、と本人さんには話したんですけど。その辺がはっきりしないから、来年ちょっと様子を見て、その面積を実際に自分ができるかどうか判断してもらって。今、小作人の人にも、そういう話はしたんですけど。来年 1 年は

一緒に教えながらしてみるの。様子を見て判断した方が良いのかなと、私は思います。

会 長 まだお若い方ですかね。

〇〇番 親御さんは70歳後半ですかね。〇〇さんは、35歳で独身の方です。

会 長 田舎に住んでみないと、どれだけ草が生えるかどうか、全然お分かりじゃないと思うんですよ。自然農法は誰でも憧れると思うんですけど、これこそ難しいのはなからうかと思っていますが。〇〇委員さんにも状況を見ていただいて、ご指導をお願いしたいと思います。

会 長 他にございませんか。

〇〇番 5番の案件が私の担当でございますが、畑と家がセットになっているんですけども、〇〇さんもこちらに住んでいらっしゃるなくて、〇〇農園の娘さんで、今は〇〇農園さんはNPO法人で「〇〇」という法人で障害者を使ってらっしゃるような、事業もされておりますが、〇〇さんは看護師さんで、そこで働いてらっしゃいまして、将来的には、ここをグループホームみたいなのを建てたいなというような希望もちょっと聞いておりますが。見に行ったところ、つい先ほどまで人が住んでらっしゃいましたので、今から、〇〇農園さんが後ろについていらっしゃると思いますので、ちゃんと取れるとは思っております。以上でございます。

会 長 他にございませんか。

 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等あれば出していただきたいと思っております。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 何も無いようですので質疑をとどめます。議案第1号 農地法第3条の規定による5件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第3条の規定による5件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第2号 農地法第5条 許可申請》

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたしま

す。農地法第5条の規定による許可申請が8件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請です。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、336平米。申請事由です。申請地は耕作放棄地であり、共有名義の所有者も県外在住であるため、今後の維持管理が困難である。そこで、住環境に恵まれた当該地を譲り受け宅地分譲し、販売したい、ということで申請がなされています。同時利用地の宅地を含む総面積403.10平米に1区面の宅地分譲を計画されております。工事完了の時期は令和7年1月31日です。

申請番号2番です。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆で64平米です。申請事由です。隣接する雑種地に共同住宅を建築予定であり、その駐車場の一部として利用する、ということで申請をされています。申請されている64平米は共同住宅の駐車場の一部となる予定です。工事完了の時期は許可後12か月となっております。

申請番号3番です。権利の内容は使用貸借権設定となっております。土地は〇〇町の畑1筆、420平米。申請事由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、将来のことを考慮し、父所有の申請地に新築したいと申請をされています。こちら、農振除外済の農地となっております。工事完了の時期は許可後1年です。

次のページになります。申請番号4番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆197平米。申請事由です。譲渡人から宅地・建物を譲り受けるにあたり、現在の駐車スペースでは手狭なため、駐車場の拡張をたく申請します、ということで駐車場3台分を計画されております。工事完了の時期は許可後1か月となっております。

申請番号5番です。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、351平米のうち32平米。申請事由は、住宅への進入路が狭いため、拡張したいということで進入路の拡張を計画されております。現状のまま利用されるということで、工事完了の時期は許可後となっております。

申請番号6番です。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田3筆、502平米。こちら農振除外済の農地となっております。申請事由は、現在の資材置場が手狭になり、隣接する申請地を相談したところ合意に至り、申請するものです。ということで、資材置場を計画されております。工事完了の時期は令和6年12月末です。

申請番号7番です。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、畑1筆、合計2筆の197平米。申請事由は、現在、〇〇こども園を運営しておりますが、園のイベントや行事の際に駐車場が不足しております。今回、その解消のため申請するものです。ということで、同時利用地、雑種地4筆と山林3筆を含む総面積690.86平米に25台分の駐車場を計画されております。工事完了の時期は許可後6か月となっております。

申請番号 8 番です。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑 1 筆、965 平米。申請事由は、国道に面していることから、需要があると見込み、共同住宅の建設をしたく申請に至る、ということで 1 棟の共同住宅を計画されております。工事完了の時期は令和 7 年 3 月 1 日。

以上 8 件、農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。
地元委員さん、1 番を〇〇委員さんからお願いしたいと思います。

〇〇番 推進委員の〇〇委員と二人で確認したところ、隣に元副市長の〇〇さんがおられましたので、ちょうど私も測量に関わり、一緒に立ち会ってもらいましたけれども、下水も元家のあった所にあったので、判を押しました。

会 長 2 番を〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 図面の 5 ページを見てもらっていいでしょうか。11287-3 と 11288 は〇〇町になるんですね。〇〇はこの小さな 6570-1 ですが、大分低いんですよ。「浸かりませんか。」と言ったら、「大丈夫です。」と言われたので、印鑑を押しました。

会 長 3 番を〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 推進委員の〇〇さんと一緒に現地を確認しました。道路に面し、住宅と住宅に挟まれた土地です。地主の方のお父さんが、元気なときは、果樹を植えたり、家庭菜園をされておりましたが、数年前に亡くなられてからは、草刈管理だけをされておりました。問題ないと思いましたが、サインいたしました。以上です。

会 長 4 番を〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 譲渡人の〇〇さんが、娘さんが居る〇〇の方に引っ越しされるということで、その空き家を譲受人の〇〇さんが譲り受けて、今の建物の横に駐車場が 1 台分はあるんですけど、〇〇さんの方は、車が、3 台か 4 台あるってということで、駐車場を設けたいということでした。奥の方は法面で斜めになっているので、駐車場としては使えないということで、ちょっと半分ぐらいしか駐車場としては使えないんですけど、駐車場の申請をするということでした。以上です。

会 長 5 番、6 番を〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 5 番、6 番は私ですけど、5 番は許可が下りたら、すぐ道にできるようにするということで、別に問題はないと思い、印を押しました。

6 番の方は 17 ページ、こちら県道と水路が集まっていますので、埋め立てたら、水路の方はどうするんですかと尋ねたら、土羽で絞めるという話でした。なかなか荒れて手も入らない所だから、印鑑を押しました。

会 長 7 番、8 番を〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 7 番の件ですけれども、こども園に行っている子ども自体も相当増えて、職員も大分増えております。1 か所からだけしか今まで車の出入りができないと、送迎関係ですね、各個人で送迎する。どうしても迂回路がないということです。まず先生達を上にして。4~5 年前からその話は聞いていた。〇〇町の時代に団地ができた、〇〇団地、高い所に。その時に道路を造っていた。現地を確認しに行ったら、田ん中、どこにあるのかっていうぐらい。そういうことで、道路を造る時に、そこは平地にして、多分したとやろうと。その北側かというと、上の段に墓地がある。墓地に参りに来ている人が、現状の土地に車を止めている。昭和 50 年前に道路が出来ているが、私も何も知らない。ただ現地確認はしました。どこに田ん中あるかなど。水路はある、道路の横に。道路進入許可もちゃんと建設課に許可をもらっている。

8 番については、家もそこにあった。元々あった。色んな問題で、どうせ上げるなら、良いですよ。でも地元と協力してくださいよと。区役とかありますので、そういうことだけはと説明しとります。以上です。

会 長 委員さんの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。
何かございませんか。

会 長 〇〇福祉会のところは、そのようにした方が返っていいかなと思えるぐらい荒廃しておりまして、墓もあったんですけど、どがんして行きよんさとかかなと思うぐらいの所でございます。

会 長 質疑も他にないようですので、議案第 2 号の質疑をとどめます。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 8 件の許可申請については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 8 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との

意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに決しました。

————— 《議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》 —————

会 長 次は、議案第3号を議題といたします。
議案第3号「武雄市農用地利用集積事業計画（案）」について、事務局の説明をお願いいたします。別冊です。

事務局 1ページをご覧ください。こちらに「令和6年度第7号利用権設定計画(案)」を記載しています。

2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、再設定、1件、1筆、1,351㎡。

橘町、田、新規、9件、29筆、31,376㎡。

再設定、21件、38筆、65,829㎡。

朝日町、田、再設定、6件、15筆、27,247㎡。

若木町、なし。

武内町、田、再設定、3件、4筆、5,898㎡。

東川登町、田、再設定、1件、1筆、2,187㎡。

西川登町、なし。

山内町、田、再設定、2件、4筆、7,058㎡。

北方町、田、新規、4件、10筆、19,480㎡。

再設定、8件、15筆、31,974㎡。

となっています。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。

また、利用権の変更については26ページ、利用権の解除については27ページから記載しておりますのでご確認ください。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第3号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(なし)

会 長 ないようでございますので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次議案第4号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 皆様おはようございます。農林課の〇〇です。よろしくお願いいたします。私の方から、議案第4号 農業振興地域内農用地農用地からの除外についてということで、説明をさせていただきます。

まず1ページ目ですが、今回、農振除外を行う11件、32筆と編入を行う1件、3筆のリストをつけております。2ページ目から4ページに、除外11件と編入1件の概要を記載しております。5ページ目からは、それぞれの位置図、字図、計画平面図をつけております。

詳細の説明に入ります。まず2ページから4ページをお開きください。申請番号1番、4番、6番、9番、10番、11番は既に農業委員会の方で非農地証明をされているものになっております。

続きまして、申請番号2番ですけれども、こちらは、8ページと9ページの方をご覧ください。8ページに字図2、9ページに計画平面図2というのを付けておりますけれども、申請番号2番は小学校に近く建売分譲住宅を4区画計画されておまして、その内、2区画が農振地に入っていたため、申請をされています。

続きまして、申請番号3番、2ページ目に戻っていただきまして、こちら植林ですけれども、現在、畑で色々野菜を作っておられますが、ご本人さんが高齢で後継者がいないということで、今後の管理のために植林をしたいということで申請をされています。

続きまして、申請番号5番、こちら15ページをご覧ください。15ページに字図5を付けていますが、19717番の字図を付けていますが、こちら、所有者さんのお父様が平成6年に自宅を新築した際に、19717番の畑に、耕作をされていなかったために、嵩上げをされています。15ページの字図5の、図から言えば、19717の上に宅地がありますけれども、その宅地を、平成6年に新築をされた際に、ちょっと19717にかかって建てられていたものです。今回、農振除外の申請されるにあたって、農地にちょっと自宅が入り込んでいたというのが判明しましたので、分筆をされて、枝番1を宅地、枝番2を隣接地で現在、警察犬訓練所をされているんですけれども、その駐車場として利用をするということで、申請書を出されています。

続きまして、3ページに戻っていただきまして、申請番号7番、現在、団地にお住まいのご家族が子供さんの学校の通学範囲内で自宅を建てたいということで、申請を出されています。

続きまして、申請番号8番ですけれども、こちらですね、賃貸住宅の需要が見込まれる地区ということで、1階を賃貸3戸、2階をご自宅とする住宅を建てる計画をされています。

以上が除外11件の説明になります。

続きまして、申請番号 12 番、4 ページになります。編入が今回 1 件ありまして、現在、こちらは、現況は 1 枚の田となっております、もう以前から、水田として耕作をされている土地となっております。

以上 12 件につきまして、農林課としましては、農振除外の 6 要件を満たしていると判断の上、申請を受理しております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第 4 号について、ご意見、ご質疑等があれば、出していただきたいと思います。何かございませんか。

はい、〇〇委員。

〇〇番 〇〇委員、8 番の説明をお願いします。

〇〇番 高速道路の下在所になる所で、〇〇から〇〇の方に国道があるでしょう。間に河川があって、その河川の先に 2 階建ての借家を作っていて、その裏側なんです。裏っかわで、そこに高圧線も入っているし。それから色々あって、排水も悪いんです。一般的には大水に浸からないけど、酷い時には浸かる、どこでも一緒。残地も〇〇君、まだ持っている。ただその借家の裏っかわに田ん中あって、その分の一部を建てる人が、どがんやろうかと。本人が良ければいいですよ、と。多面とか色々ありますけれども、地主さん自体が役員でございます。区長さんの印鑑が押さってますので、良うなかろうかと。図面も持って来てました。そういうことで、印鑑を押しました。

〇〇番 周囲は全部、田ん中になるのか。

〇〇番 田ん中。

〇〇番 それこそ 991 m²だから 1,000 m²超えないから、現地調査もない。

〇〇番 やむを得ない。高架下でもあるし。

それから 7 番、〇〇さんというのは、元々牛飼いで、そこでパイプハウスを建てていて、そこに藁とか何とか入れていた。地目は田ん中ですが、管理はされていた。農振地と思っていなかった。道路のほんとは、横にある。空き地のようになっている。今はハウスを外している。人に迷惑かけんぎ良かですよと。以上です。

会 長 他にございませんか。

(質疑なし)

会 長 他には無いようでございますので、議案第 4 号の質疑をとどめます。

議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。

《議案第5号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について5件の証明願が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号について御説明いたします。資料は議案書の6ページからです。
申請番号1番、土地は〇〇町の畑1筆。平成7年の新築時に砂利を敷き、以降、駐車場として利用している、ということで、人為的に無断転用された土地であり、その転用行為が20年以上経過していることから、非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番、土地は〇〇町の畑1筆。平成21年より〇〇の駐車場として貸している。こちらの案件は、平成21年3月に賃借権で社員駐車場として許可済ということを確認しております。許可を得て転用が完了している事実が認められる土地であって、地目変更の登記が行われていない土地ということで、事務処理要領の該当事項3号に該当するものと判断いたします。

申請番号3番、土地は〇〇町の畑1筆。昭和50年頃、新築した時から宅地の一部として利用している、ということで、事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号4番、土地は〇〇町の畑1筆。平成2年、農業用倉庫を建設していた。現在も農業用倉庫として使用しているということで、事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号5番、土地は〇〇町の畑1筆。平成18年10月、耕作維持する者がいなくなった。以降、耕作しておらず、雑木林化している、ということで自然的荒廃土地であり、かつ耕作できなくなってから10年以上経過していることから、事務処理要領該当事項4号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第5号について、地元委員さんの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

はい、〇〇番。

〇〇番 〇〇番、〇〇です。
この畑というのは、圃場整備をする時に、ここは、すぐ家の北側に水路があったんです。その水路の部分を圃場整備した時点で、〇〇の方に付けてあったんです。すぐ北側で幅が2mで、陽も当たらないし、畑としての耕作ができないという理由もあったということで、非農地証明で申請をしたいということで、私の所に来られたんです。一応、私もそういう事情を知っておりましたので、それは差し支えないということで、判を押しました。以上です。

会 長 他にございませんか。

〇〇番 1番ですけど、〇〇推進委員と一緒に見に行ったんですけど、〇〇町の街中であって住宅地の中にあります。20年ぐらい前に畑を埋めて、無断転用で埋めてしてあるんですけども、非農地証明が出てから所有権移転するということが話についているということで、揉めることはないと思いますが、そういうことでした。

会 長 他にございませんか。
地元委員さんからの説明が終わりましたので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、5件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号 武雄市非農地証明5件については原案どおり証明することに決しました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備された議案につきましては、すべて終了しました。これをもちまして、令和6年10月の農業委員会総会を終わります。